

各位

会社名 ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社  
代表者名 代表取締役 坂本 篤彦

テクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年8月6日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しているテクノプロ・ホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全てを、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年8月7日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年9月24日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 買付け等の概要

## (1) 公開買付者の名称及び所在地

ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社  
東京都港区虎ノ門五丁目1番4号

## (2) 対象者の名称

テクノプロ・ホールディングス株式会社

## (3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 株券等預託証券

The Bank of New York Mellon（以下「本預託銀行」といいます。）に預託された対象者株式を表章するものとして、本預託銀行により米国で発行されている米国預託株式（以下「本米国預託株式」といい、本米国預託株式を表章する証券を「本米国預託証券」といいます。）

（注）本預託銀行が2019年10月11日付で、米国証券取引委員会に提出した本米国預託株式に係る届出書（Form F-6）によれば、本米国預託株式は対象者との協力のもとで発行されております。本公開買付けにおいては、対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全ての取得を目指していることから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に対象者株式を表章する本米国預託株式を含めております。一方で、本米国預託株式は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うに当たり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託株式自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式の応募のみの受け付けを行い、本

米国預託株式自体の応募の受付けは行わず、本米国預託株式が表章する本預託銀行に預託された対象者株式の応募の受付けを行うことにいたしました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
104, 190, 183 株	69, 460, 100 株	一株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（69, 460, 100 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付け者が取得する可能性のある株券等の最大数（104, 190, 183 株）を記載しております。当該最大数は、対象者が2025年8月6日に公表した「2025年6月期 決算短信 [IFRS] (連結)」(以下「2025年6月期決算短信」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（104, 500, 000 株）から、2025年6月期決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（309, 817 株）を控除した株式数（104, 190, 183 株。以下「本基準株式数」といいます。）です。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

2025年8月7日（木曜日）から2025年9月24日（水曜日）まで（32 営業日）

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金4, 870 円

② 株券等預託証券

本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株につき、金4, 870 円

(注) 本公開買付けにおいては、本米国預託株式自体の応募の受付けは行わず、本米国預託株式が表章する本預託銀行に預託された対象者株式の応募の受付けを行うこととしていることから、本米国預託株式を本預託銀行に引き渡すことにより交付を受けることとなる対象者株式1株当たりの買付け等の価格を記載しております。

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（69, 460, 100 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（83, 300, 919 株）が買付予定数の下限（69, 460, 100 株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）

す。)第30条の2に規定する方法により、2025年9月25日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	83,300,919 株	83,300,919 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 (本米国預託株式)	—株	—株
合 計	83,300,919 株	83,300,919 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	833,009 個	(買付け等後における株券等所有割合 79.95%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,041,656 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年2月13日に提出した第20期中半期報告書に記載された2024年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(104,190,183株)に係る議決権数(1,041,901個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日

2025年10月1日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2025年8月6日付で公表した「テクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年8月22日付「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「テクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」及び2025年8月28日付「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「テクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。）に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を完全子会社化することを目的とした手続を実行する予定です。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、公開買付者及び対象者間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社

（東京都港区虎ノ門五丁目1番4号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上